令和 6 年度 樺戸郡浦臼町農業委員会																							
第19回 (3月)会議録																							
招身	集期日令						3月2	24日	13時30分				場所			行政センター 委員会室							
開日時	閉 会時及び		開会 令和			07年3月24日			13時34分				招	集	者	位	田	勝					
宣	告	者	閉会	<u> </u>	令和7年3月			24日	14時41分			•	会		長	位田 勝							
	会	長	長			田	勝						職務代理		石井		文彦						
委員の応招、並びに出席状況																							
番号	· E	<u>.</u>	名		出欠		番号	氏	į.	1	3		出欠		番号	E	£		名		出	て	
1	石	井	文	彦		出席		6	鎌	田	和	久		欠师		11	江	上	教		_	出月	
2	石	橋	和	博		出席		7	折	坂	義			出几	-	12	佐	藤		等		出月	
3	竹	内		美代	出席		8	高	田	輝	雄		出几	-	13	位	田		勝	-	出月		
4	古古	橋	直層	生		出席		9	西	島		洋		出月	-						-		
5	橋	優				出席 務局長		則		洋	希		出月	-	K E			<u> </u>			5tr #L	
辰耒	委員会				」 明		た	馬	が 車 一席	<u>—</u> 5	+_	<u>+</u>	_ 書 の		記氏	係長: 名	个们	穷	辛•	土争	∵入	*	<u> </u>
町長		誐	禾	説	197		町長	ע עע	1 /市	U	15	11	0)	邨	Δ,	10							
m) 1X	· <u> </u>			議	事	<u> </u>	程	<u></u> 並 て	ř 1.=	<u></u>		事	件										
日程	 星第 1			нтх	7	1		大定に			нтх												
-											1-01	、ア	0.3	<u> </u>	_ +	五 禾			∓	h-h-	т	* !	
-	第 2	- 34						名委								喬 委			番	竹			-
日柱	皇第 3	議	条	第 1 ·	号	号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定に											につ	ハて					
日程	第 4	議	案	第 2	号	農地法第3条の規定による許可申請について																	
日程	建第 5	議	案	第 3 ·	号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について															ハて		

議事の顛末

議長

会長挨拶

それでは、定数に達しているので、只今より第19回浦臼町農業委員 会総会を開催いたします。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会期を定めることについてを議題とします。本日の第19回浦臼町農業委員会の会期は、令和7年3月24日、本日1日とすることにご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りと決定いたします。

議長

日程第2、会議録署名委員の指名ですが、議長が指名することでご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

議長

それでは、2番 石橋委員、3番 竹内委員、よろしくお願いします。 日程第3以降につきましては、事務局長より説明します。

局長

第19回浦臼町農業委員会総会の議事につきまして、日程第3、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について4件でございます。日程第4、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、賃貸3件、贈与1件、売買3件でございます。日程第5、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について賃貸1件、売買3件でございます。これらの審議を賜りたいと存じます。以上です。

議長

以上で説明が終わりました。それでは順次議題に入ります。

議長

1ページ、日程第3、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案1ページをお開き下さい。議案第1号、農地法第18条第6項の 規定による合意解約通知の成立状況の確認について。下記の者から農地 法第18条第6項の規定に基づき合意解約通知書が提出されており、賃 貸借の解約が成立していると考えられることから、意見を求めます。令 和7年3月24日提出。浦臼町農業委員会会長位田勝。1. 土地及び関

議長

只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員

ありません。

議長

それでは、この件の合意解約については、承認致します。

議長

次に3ページ、貸主*****、借主*****についてを議題 とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議長

只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委員

ありません。

議長

それでは、この件の合意解約については、承認致します。

議長

次に5ページ、貸主*****、借主*****についてを議題 とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議長

只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委員

ありません。

議長

それでは、この件の合意解約については、承認致します。

議長

次に7ページ、貸主*****、借主*****についてを議題 とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議長

只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委員

ありません。

議長

それでは、この件の合意解約については、承認致します。

議長

9ページ、日程第4、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議長

只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委員

ありません。

それでは、この件について、許可することで決定致します。

議長

次に12ページ、貸主*****、借主*****について、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議長

只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

石橋委員

賃貸期間が1年なのは、なぜですか。

折坂委員

当初は、あっせん売買での話し合いでしたが、受け手は買取をしないで賃貸にしたいという事でした。受け手が示した希望額は、到底あっせん売買としては受け入れ難いため、農地法第3条の1年の賃貸で、渋々受け手が納得し、価格もその際に決定しております。受け手は、1年の賃貸終了後に、買い手がいれば、売買するとのことです。

議長

他に、ご意見、ご質問ありませんか。

委員

ありません。

議長

それでは、この件について、許可することで決定致します。

議長

次に15ページ、貸主****、借主*****について、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

5ページの説明は以上でございます。

議長

只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委員

ありません。

議長

それでは、この件について、許可することで決定致します。

議長

次に18ページ、譲渡人*****、譲受人*****について 審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議長

只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委員

ありません。

議長

それでは、この件について、許可することで決定致します。

議長

次に21ページ、譲渡人*****、譲受人*****について 審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議長

只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委員

ありません。

議長

それでは、この件について、許可することで決定致します。

議長

次に24ページ、譲渡人*****、譲受人*****について 審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議長

只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委員

ありません。

議長

それでは、この件について、許可することで決定致します。

議長

次に27ページ、譲渡人****、譲受人*****について 審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案27ページをお開き下さい。1. 土地及び関係人の表示、所在は

議長

只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委員

ありません。

議長

それでは、この件について、許可することで決定致します。

議長

30ページ。日程第5、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。31ページ、貸主****、借主****について、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

以上でございます。

議長

この件につきましては、「あっせん」を行っておりますので、あっせん 委員から現地調査も含めて報告を願います。

地区委員長

現地確認は行っておりませんが、対象農地周辺は把握しております。 5年の賃貸が満了し、更新のあっせんで、価格を見直して評価しました。

議長

これより、この件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委員

ありません。

議長

それでは、この件につきましては、許可することで決定致します。

議長

次に34ージ、譲渡人****、譲受人*****について、 審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議長

この件につきましては、「あっせん」を行っておりますので、あっせん 委員から現地調査も含めて報告を願います。

地区委員長

昨年、降雪前に現地確認を行っております。受け手側での相続が終了するのを待ってのあっせんで、価格も対象地周辺の状況等を評価してこの価格としました。

議長

これより、この件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委員

ありません。

議長

それでは、この件につきましては、許可することで決定致します。

議長

次に37ページ、譲渡人****、譲受人*****について、 審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議長

この件につきましては、「あっせん」を行っておりますので、あっせん 委員から現地調査も含めて報告を願います。

地区委員長

現地確認は、昨年の11月に行いました。長年ソバを転作しており、 圃場内の均平も取れてなく、畦も壊れており、圃場整備するにしても高 額になることから、この価格としました。

議長

これより、この件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委員

ありません。

議長

それでは、この件につきましては、許可することで決定致します。

議長

次に40ページ、譲渡人****、譲受人*****について、 審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議長

この件につきましては、「あっせん」を行っておりますので、あっせん 委員から現地調査も含めて報告を願います。

地区委員長

昨年の11月に現地確認を行っております。37ページの農地に隣接しておりますが、こちらは水稲を作付けしておりましたが、暗渠が機能しているか不明ですので、この価格としました。

議長

これより、この件について、ご意見、ご質問をお受けします。

石橋委員

この農地は、泥炭地ですか。

地区委員長

泥炭地です。

議長

他に、ご意見、ご質問ありませんか。

委員

ありません。

議長

それでは、この件につきましては、許可することで決定致します。

土橋委員

確認ですが、議案3ページの農地は、合意解約後の農地の耕作又は賃貸等の動きはありますか。

事務局

今のところ、ありません。

則本委員

議案12ページに関係のあることですが、受け手が出し手に支払う賃貸額について、受け手が出し手に確認せず、勝手に減額して支払っていることが判明しました。受け手から連絡があり確認したところ、***

則本委員 円ほどの差額がありました。

議 長 それは、受け手は差額を出し手に支払ってもらうしかないと思います。

石橋委員 今まで、この様なことは聞いたことはありません。

折坂委員 訴訟になるのではないですか。あっせん賃貸の賃貸料が、契約どおり 支払われていないというのは、他の受け手の農業者に示しがつきません。

西島委員 法律相談、町で無料法律相談をしているから、そちらで弁護士に相談 するようにして頂いた方が良いと思います。

竹内委員 受け手が、賃貸料を満額支払わないというのであれば、議案12ページの賃貸の議決は却下した方がいいのでしょうか。

事務局 両者からの申請書が提出されて受理し、議案で提出し、議決されていますので、却下とはならないと思いますので、受け手の方には、、無料法 律相談で対応して頂きたいと思います。

議 長 他に、ご意見、ご質問ありますか。

委員 ありません。

議長 以上で本日提案されました議案は、全て審議終了しました。 これをもちまして、第19回浦臼町農業委員会総会を閉会致します。

以上、会議の顛末は、馬狩範一が作成したものであるが、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和6年3月25日 浦臼町農業委員会会長 位 田 勝

委員

委員 印